

第 122 回 人口・社会統計部会（国民生活基礎調査）再整理事項

1. 「日常生活における機能制限」の追加について

(1) 今回新設する質問 8（日常生活における機能制限）について、既存の質問 5（日常生活への影響）との重複感があり、改善の余地はないでしょうか。

なお、部会では、次のような対応案が示されたところです。

- ① 質問 8 について、12 歳以上が回答する事項として、調査票上の配置を変更。その際、質問 5 の結果を踏まえて行われている健康寿命の推計方法について検討を行い、その上で、質問 5 と質問 8 の再整理
- ② 質問 5 で「健康上の問題（病気やけがなど）」と質問文を修正することで、障害の把握を念頭に置いている質問 8 の違いを明確化

(2) 国民生活基礎調査では、欧州統計局の設問ではなくワシントングループの設問を採用されることですが、欧州統計局の設問とワシントングループの設問の相違を示した上で、ワシントングループの設問を採用した理由を説明してください。

(3) SDGs を踏まえた集計の更なる充実という観点から、就労状態別の集計だけでなく、就学状態別に集計することはできないでしょうか。

(4) 調査票の質問文について、ワシントングループの原典を踏まえ、より正確に修正できないでしょうか。

なお、ワシントングループの翻訳ガイドラインでは、翻訳版の妥当性を検証する（Back-translation）と記載されています。言い回しや語彙については、各国の状況を踏まえることの必要性は会議で指摘されています。

調査票	修正案
(ウ) <u>歩行や階段の上り下りが</u> しにくいといった苦労はありますか	3) <u>歩いたり階段を登り</u> にくいといった苦労はありますか
(カ) <u>入浴や衣服の着脱</u> のような身の回りのことをするのが難しいといった苦労はありますか	5) <u>身体を洗ったり衣服を着る</u> ような身の回りのことをするのが難しいといった苦労はありますか

(5) 調査票の設問の順番が、WG-SS と異なっているので修正できないでしょうか。

具体的には、国民生活基礎調査で 4 番目に配置されている「コミュニケーション」の項目は、WG-SS では、6 番目となっています。

2. 乳幼児の保育状況の削除について

(1) 「乳幼児の保育状況」の削除には、基本的に反対です。

「乳幼児の保育状況」及び「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」を両立することはできないのでしょうか。

できないのであれば、「乳幼児の保育状況」より「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」を優先する根拠を示してください。

(2) 調査票のレイアウトを工夫すれば、保育状況を残せるのではないのでしょうか。

上記事項のほか、佐藤委員からの質問・意見があります。別紙参照

「国民生活基礎調査」の諮問につきまして

佐藤香

6月3日の人口・社会統計部会で審議のありました「国民生活基礎調査」につきまして、追加意見を申し上げます。よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

まず、私自身の基本的姿勢として、障害者統計を充実させることに賛成であることを申し上げます。以下は、そのうえでの意見・質問です。

ア WGのSS（以下、健康票質問8）の回答者を12歳未満とすることでインクルーシブな教育を受けているかどうかを知ることができるという発言がありましたが、世帯票の教育にかかわる質問（質問9）は15歳以上が回答することになっています。15歳未満の回答者の教育に関するデータは得られない設計になっており、上記の理由からは、健康票質問8を12歳未満とする必然性は認められません（意見）。

イ これまでの当該調査においても、世帯票質問8と補問8-1～8-3等および健康票質問5などを組み合わせることで、部分的ではあっても障害者を把握することはできたと考えられますが、これまで、そのような集計をしたことはあったのでしょうか（質問）。

ウ 健康票質問8によって把握される障害者と、上記の世帯票質問8と補問8-1～8-3等および健康票質問5で把握される障害者は、どのように重なり合いをもち、どのような障害者が重なり合わない想定していらっしゃるのでしょうか（質問）。

エ 乳幼児の保育状況についての質問を削除する点について「論点に対する回答」で「母親が仕事をしている場合の日中の保育状況」が把握されているとのデータを示されています。けれども、行政上の問題は、保育を任せることができないために母親が仕事できない状況がどの程度あるかという点にあり、それも含めたデータを示していただく必要があるのではないのでしょうか。そのうえで「世帯における保育の実態」が十分に把握されていることが納得できれば、削除が考慮に入れられると考えます（意見）。

蛇足ですが、人口・社会統計部会で承認の方向とされた変更でも、統計委員会で異議が表せられることは十分にありえます。この点をご承知おきいただき、部会で出された意見・質問に対しては十全の準備のうえ整合性の高い回答を用意していただくようお願いいたします。

以上